

新型コロナウイルスで影響を受けている事業者への融資の案内について

○ 新型コロナウイルス感染症の流行により、中小企業・小規模事業者の方への影響が懸念されることから、次のとおり津山市中小企業融資制度の融資枠を拡大します。

- 1 特例期間 令和2年3月9日から令和2年9月30日
- 2 特例対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上げが前年同時期に比べ5%以上減少することが見込まれる中小企業者等
(津山市中小企業融資制度規程第7条の規定を適用し市長が認定)
- 3 資金使途 運転資金・設備資金
- 4 融資限度額 通常 3,000万円 ⇒ 3,500万円に拡大
(現在、保証協会の保証による融資を受けている場合は、3,500万円から当該融資残高を差し引いた額とし、3,500万円を限度とする。)
- 5 融資期間 10年以内(据え置き期間2年以内を含む)
- 6 融資利率 年1.80%
- 7 保証料率 年1.76%以内
- 8 担保・保証人 保証協会の定めるところによる
- 9 その他
 - ・金融機関の審査があります。
 - ・借り換えは対象外です。

融資資格など、制度の詳細につきましては、下記まで問い合わせください。

〒708-8501 津山市山北520

津山市産業経済部経済政策課

電話 0868-32-2081 FAX 0868-32-2154